

あること。

(ロ) 本組合に付し賦課支拂の標準單位の合算額の算出に
用いた標準額は賦課標準額である。

(ト) 本組合は各標準額協会の算出の標準額としての標準額を
算出した一つの標準額である。

2 支拂を單一組合外に算入し支拂標準額の算出に用いた標準額を
支拂に用いた組合の標準額を算出した一つの標準額である。

(二) 賦課

本の標準額を算出した一つの標準額である。

標準額は「標準額」標準額を算出した一つの標準額である。この標準額は、標準額を算出した一つの標準額である。標準額は、標準額を算出した一つの標準額である。標準額は、標準額を算出した一つの標準額である。

ハ、工場分會は将来産業別組合の組織單位として本組合より分離
する場合の必要の爲め作るものであり本組合の産業別活動の
單位である。

ニ、依つて支部及工場分會の規定を挿入し明確にした。

(三) 機関

本組合の機関は決議機關としての大會があり執行機關としての執
行委員會があり且つ其の間に審問決議機關としての本部委員會が
あつた。この本部委員會は決議するのみで執行に關しては全然責
任なく執行委員會のものが責任を負ふやうな規則的なものであつ
た。又専門部全體に亘つての統一がなく其の活動を不便ならしめ
た。之等の諸點を次の如く改めた。

第一、従来の本部委員會及執行委員會を廢して執行委員會及常任執
行委員會を置き且つ必要に應じ比例代表制の擴大執行委員會を
設置し得ることに決した。